

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月17日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2010～2012

課題番号：22530093

研究課題名（和文） 婚姻概念の比較法的考察

研究課題名（英文） A comparative legal study on the concept of marriage

## 研究代表者

渡邊 泰彦 (WATANABE YASUHIKO)

京都産業大学・法務研究科・教授

研究者番号：80330752

研究成果の概要（和文）：伝統的な婚姻概念は、社会的変化を被っている。日本及び欧米では、性別を変更した性同一性障害者が法的に異性である者と婚姻することを認めている。他方で、ヨーロッパの多くの国では、同性婚又はパートナーシップとして同性カップルが法的に承認されている。そのような状況の中で、伝統的な婚姻概念に固執することは、性的マイノリティーに対する性別又は性的指向に基づく差別へと導きかねない。

研究成果の概要（英文）：The traditional concepts of marriage and family life have undergone various social changes in recent years that are in part reflected in law. For instance, laws in Japan and a number of Western countries allow a post-operative transsexual to marry a person of the opposite sex to his or her reassigned gender. Another example is that the same-sex relationships are recognized by law as marriage or civil unions, registered partnerships, or the like in an increasing number of European countries. The protection of marriage and family based on the traditional concepts of marriage may lead to discrimination against sexual minorities on grounds of sex or sexual orientation.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1400,000	420,000	1820,000
2011年度	900,000	270,000	1170,000
2012年度	800,000	240,000	1040,000
年度			
年度			
総計	3,100,000	930,000	4,030,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：同性婚、婚姻、性同一性障害、登録パートナーシップ、ドイツ、オーストリア

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 伝統的な理解によると、婚姻とは、男性と女性の間で締結されるものであり、嫡出推定の規定の関係からも夫婦間に子が生まれる可能性のある生物学的な男女を前提としていた。男女と異なる同性カップルの法的保護のために、ヨーロッパでは1990年代からパートナーシップ制度や同性婚が導入さ

れてきた。婚姻がカップルのための唯一の制度ではなくなり、男女カップルのみが婚姻できるのではないという状況において、伝統的な婚姻概念の再検討が必要となってきた。

(2) 男女間の婚姻といえども、男性・女性の定義に変化が生じている。従来は男女を生物学的な性別により区別していたが、日本では2003年に性同一性障害者の性別の取扱いの

特例に関する法律により、持続的に確信する他の性別への変更が認められた。これにより、婚姻を行う者の性別が、法的な性別によることとなった。性別変更の要件は、2008年に「現に子がいないこと」から「現に未成年の子がいないこと」と一部が緩和された。それは日本独自の要件を緩和したもので、全体として厳格な要件を維持している。それに対して、1980年代から立法が進んでいるヨーロッパの諸国では、2000年以降には、要件を緩和された立法もしくは改正がなされる、または要件を削除する司法判断が下されていた。

(3) このように、男女の間で締結される婚姻という伝統的な婚姻概念が、当然とはいえない、あるいは男女の意味を再検討する状況にある。

## 2. 研究の目的

他との対比・関係性からその変化を探り、婚姻をどのように位置づけるのかという問題は、男女間の内縁との対比とは違う局面からの検討することができ、また必要となっている。本研究では、同性カップルの法的承認、性同一性障害がいを当事者とする婚姻が、伝統的な理解における婚姻の概念の位置づけにどのような影響を与えているのかを明らかにする。これにより、婚姻概念を新たな位置関係において評価する端緒を見いだすことを目的とする。

## 3. 研究の方法

(1) ヨーロッパにおいて、同性カップルの法的承認により、これまでの婚姻の位置づけに変化が生じたのか、比較法的な検討を行う。本研究では、同性登録パートナーシップを採用するドイツ、オーストリア、スイスを比較の対象とする。

(2) ドイツでは、同性カップルの法的承認という問題をめぐって、基本法6条1項の定める婚姻の保護について議論がなされてきた。また、スイス連邦憲法13条1項の婚姻と家族に関する規定はヨーロッパ人権条約8条1項とほぼ同じ文言であり、その解釈にはヨーロッパ人権裁判所の判例が大きな影響を及ぼしている。オーストリアも同様の状況にある。そこで、ドイツとオーストリアの連邦憲法裁判所、ヨーロッパ人権裁判所、ヨーロッパ司法裁判所の判例も参照する。

(3) 性同一性障害を理由に性別を変更した者による婚姻では、男女という組合せのそれぞれの当事者の範囲に関係する。ヨーロッパ法との比較において、要件緩和が可能であるのか、またその理由を明らかにする。さらに、性同一性障害であるものを当事者とする夫婦で、生物学的に男女である夫婦と異なる点があるのか、親子関係を中心に検討する。

## 4. 研究成果

(1) ヨーロッパにおける同性カップルの法的保護と婚姻の関係

### ①登録パートナーシップ

1989年にデンマークで同性カップルのための登録パートナーシップ法を制定すると、ノルウェー(1993年)、スウェーデン(1994年)、アイスランド(1996年)と北欧諸国が導入した。登録パートナーシップは、原則的に、同性カップルのみを対象とし、男女間の婚姻と並列する制度と位置づけられる。同性カップルも男女カップルも利用可能な登録パートナーシップを採用したのは、オランダのみである(1998年)。

当事者の性別以外でも、北欧諸国では登録と解消の手續に、ドイツ、スイス、オーストリアでは氏、財産制など実体的な効果でも、婚姻との区別を設けていた。ドイツでは、登録パートナーシップと婚姻とが同じ効果になることで、婚姻の特別の保護を定める基本法6条1項に違反することが危惧されていた。

継続中の当事者間の効果について婚姻との違いがない同性登録パートナーシップを採用した北欧諸国は、後に同性カップルも婚姻に一本化された。

### ②パートナーシップ契約

フランスのPACS(1999年)のように、同性カップルと男女カップル双方を対象とし、当事者間の財産関係に関して締結した契約を登録するという形をとる。PACSは家族法として規定されているが、ベルギーの法定同棲は物編に規定されている。現在では、ベルギーのみならず、フランスも同性婚を導入することから、男女カップルと同性カップルともに、婚姻、パートナーシップ契約、内縁の3つから選択することができるなかで、パートナーシップ契約は、婚姻より緩やかなパートナー関係の規律と位置づけることができる。

### ③同性婚

伝統的な婚姻概念とは異なり、同性カップルも婚姻の当事者とする同性婚が2001年にオランダで導入された。

同性婚導入前の制度との関係で、婚姻・パートナーシップ制度・内縁という三層構造を男女カップルと同性カップルに認めるのは、オランダ、フランス、ベルギーである。オランダの登録パートナーシップ制度は、創設と解消と親子関係以外に婚姻との違いがないが、フランス・ベルギーのパートナーシップ契約は婚姻の効果と大きな違いがある。

これに対して、婚姻・内縁の二層構造、いわば従来の構造の中に同性カップルを取り込むのは、スペイン(2005年)と北欧諸国(ス

ウェーデン、デンマーク、アイスランド、ノルウェー)である。スペインでは、同性婚を導入前に、同性カップルを対象とする制度が国全体としてはなかった。北欧諸国は、同性婚の導入に際し同性登録パートナーシップを廃止して、男女カップルと同性カップルともに婚姻に統合した。

もともと、北欧諸国やポルトガルのように、内縁を登録内縁と非登録内縁に分ける国もある。

#### ④利用状況

毎年同性パートナーシップ制度の登録数、同性婚の締結数は、数年で安定する傾向にある。同性カップルでは、非登録のカップルが、登録しているカップルよりも多い。利用の多数は都市部が占めている。それに対して、フランス、オランダ、ベルギーのように、男女カップルも利用可能なパートナーシップ制度を採用している国においては、男女間の利用数のみが増大し、婚姻締結数に迫る、または越えている。同性カップルを対象として導入された制度であっても、男女カップルの利用も多いこと、むしろ試婚的な利用など積極的な活用が見られる。

#### (2)ドイツ連邦憲法裁判所とヨーロッパ司法裁判所の判例

① 2001年8月1日にドイツで、同性登録パートナーシップを認める生活パートナーシップ法が施行された。2001年法では、例えば、法定財産制の代わりに財産制の宣言という手続きを定めており、年金分割の規定はなかったというように、意図的に婚姻との違いを設けていた。また、生活パートナーシップを既婚者が創設できないのに対し、民法の重婚禁止に生活パートナーシップの存在を加える改正は行われなかった。婚姻と生活パートナーシップが同じ効果を有すること、および生活パートナーシップの存在が婚姻障害となるのが婚姻の優遇の否定と理解されれば、基本法6条1項の婚姻の保護に反して、法律全体が違憲となるおそれがあったからである。

2002年7月17日判決は、生活パートナーシップ法が婚姻の保護を定める基本法6条1項に違反しないと判断した。同判決では、基本法3条に定める平等原則について、生活パートナーシップ同性カップルにのみ認められることが、異性のカップルや血族に対する差別とならないと判断した。当初は、同性カップルに対する差別ではなく、男女カップルなどに対する差別の問題として扱われたのであり、基本法6条1項に比べると副次的な位置づけであった。

婚姻と同じ効果が同性カップルには与えられないという面から、従来は差別が問題と

なっていた。その点について、連邦憲法裁判所の判例によれば、規範の名宛人の一つのグループが他の名宛人との比較において、不平等な扱いを正当化できる性質や重要性の差が両グループの間に存在しないにもかかわらず、異なって扱われているならば、基本法3条1項の平等原則に違反する。他面において、基本法6条1項による婚姻の憲法上の保護を理由に、原則として、婚姻を他の生活スタイルより優遇することを立法者には妨げられないともされてきた。

生活パートナーシップ法の存在自体が違憲ではないという確証を得たことで、2004年に成立し、2005年1月から施行された生活パートナーシップ法改訂法により、生活パートナーシップ法に含まれていた婚姻との区別がほとんどなくなった。それでも、税金、職能別の年金、公務員の手当などで、婚姻との違いが残っていた。

② 遺族年金に関するヨーロッパ司法裁判所2008年4月1日判決(マルコ事件)では、ドイツ劇場年金機構の遺族年金において生存配偶者と生活パートナーが同じに扱われない点について、一般雇用均等指令から、性的指向に基づく直接的差別があると判断した。

同判決では、生活パートナーシップが婚姻と同一ではないとしても、同性カップルが遺族年金に関して夫婦と比較可能な状況にあるとした。そして、ドイツ劇場年金機構の定款では、遺族年金が生存配偶者にのみ保障されおり、生活パートナーの生存当事者には認められておらず、生存配偶者に比べてより劣る優遇しか受けていないと述べる。生存配偶者と生存生活パートナーが比較可能な状況にあることから、性的指向に基づく直接的差別が存在すると結論づけた。

ヨーロッパ司法裁判所2011年5月10日判決(レーマー事件)でも、同様の理由で、ドイツのハンブルク市の付加年金算定の基礎となる給与所得税率で、生活パートナーシップの当事者が配偶者ではなく単身者と同じ扱いとなることは、一般雇用均等指令に反する直接的差別と判断した。

③ ドイツ連邦憲法裁判所2009年7月7日決定は、基本法6条1項による婚姻の保護のみを理由として婚姻の優遇を基本法3条1項の一般平等原則の例外とすることはできず、正当化のために特に重要な実質的理由を必要とすると述べ、劇場関係者の遺族年金において配偶者と生活パートナーを同じに扱うように命じた。

2009年決定では、子がない婚姻であっても婚姻の特権化することの正当性は、当事者間で継続的に引き受けられ当事者を法的に拘束もする責任にあるとする。この点において、生活パートナーシップと婚姻は異なるところがないと述べる。そして、婚姻と比較可能

な生活スタイルに対する不利益によって婚姻への支援が生じているならば、婚姻保護の要請だけを理由にして正当化することはできないと述べた。上記①の 2002 年判決とは異なる方向へと進み出した。

連邦憲法裁判所 2010 年 7 月 21 日決定は、贈与税・相続税法で夫婦と同じ扱いとする改正がなされる前の期間について、生活パートナーの相続税率が単身者と同じで、控除も認められず、配偶者より重い負担を負っていたことには、基本法 3 条 1 項の一般平等原則の例外とするような正当化理由はないとして、違憲と判断した。

ドイツ連邦憲法裁判所は、婚姻と生活パートナーシップの間の差異は原則的に一般平等原則に反することから出発し、両者の間の法律効果が基本的に同一になっていく方向で、法令を審査することになった。

### (3) ヨーロッパ人権裁判所の判例

① ヨーロッパでは同性婚を採用する国があるが、同性婚の立法をする義務を国家が負うか否かが問題となったのが、ヨーロッパ人権裁判所 2010 年 6 月 24 日シャルクとコプフ対オーストリア事件判決である。同判決は、同性カップルの法的承認のために、同性婚を認めるのか、婚姻に代わるパートナーシップ制度を選択するのかは、国の裁量の範囲内であるとして、同性婚の立法義務を国家は負わないとした。他面においてこのことは、伝統的な婚姻概念とは異なる同性婚も排除されないことを示した。それとともに、同判決で、ヨーロッパ人権条約 8 条 1 項の「家族」の概念に同性カップルが含まれることを述べた点で重要である。

② オーストリア登録パートナーシップ法は、婚姻との違いを設けている。例えば、婚姻締結が身分登録所で行われるのに対して登録パートナーシップが行政官庁で登録される。さらに、登録パートナーシップでは別氏が原則であり、共通の氏を称すること、さらに二重氏を称することは、氏変更法に規定されていた(婚姻では民法に規定)。その理由として、立法理由では、パートナーシップの創設が氏名法上の効果を含むべきではないことを挙げている。

③ オーストリア憲法裁判所は、シャルクとコプフ事件判決の影響を受け、同性登録パートナーシップと婚姻との違いについて一連の判断を下した。もっとも、男女カップルが登録パートナーシップを利用できないこと、しかし、登録パートナーシップでは二重氏の申立てが登録時に限定され、二重氏の間にはハイフンを挟まないこと、また登録管轄という、婚姻と登録パートナーシップとの違いは堅持した。登録パートナーシップの登録が行政官庁の執務室外では行われないことという

婚姻との違いには、実質的な正当化理由がないとして違憲と判断した。ドイツに比べると差異が大きいものの、婚姻と登録パートナーシップの違いについて実質的な正当化理由を求める点では共通している。

オーストリアと同じく、婚姻と登録パートナーシップの間の区別が大きいスイスにおいても、ヨーロッパ人権裁判所の判例は影響を及ぼすものと考えられる。

④ シャルクとコプフ事件をどのように位置づけるのかを考えるにあたり、異性の男女カップルと同性カップルの違いを次のように整理してみる。

異性	同性
①法的承認有り	②法的承認有り
③法的承認無し	④法的承認無し

シャルクとコプフ事件判決は、①と②を区別するのは国の裁量の範囲内に属し、同性婚の立法をする義務を国家が負っているのではないことを明示した。他方で、ヨーロッパ人権条約 12 条の婚姻に同性間の婚姻を含むことを否定せず、加盟国の裁量の範囲内であることを認めている。これは、条約 12 条にいう婚姻と、欧州基本権憲章 9 条にいう婚姻とが同じように理解される方向を示す。文言で「男性」と「女性」の婚姻となっても、解釈により、同性間の婚姻を含むことができると考えられる。そのため、②に婚姻を選択するならば、①と②の間の境界線は消滅する。

①婚姻と②登録パートナーシップの間の差異について、シャルクとコプフ事件判決は、家族生活の尊重にかかわる性的指向による差別として、ヨーロッパ人権条約 8 条との関連における 14 条の問題となることを示唆する。ドイツでは、連邦憲法裁判所 2009 年 7 月 7 日決定から積極的にこの道を歩んでいる(上記(2)③)。

①と③の関係、例えば婚姻と内縁の差異は、すべてが正当化されるわけではないが、婚姻の尊重という観点から、一定の範囲で許容される。②と④の関係は、④しかない状況から②を作り出す、つまり②と④を区別する、という同性カップルの法的承認への動きともいえる。

③非婚の男女カップルと④パートナーシップ制度外の同性カップルについて、シャルクとコプフ事件判決は、継続的な事実上のパートナーシップにおいて生活する同性カップルも、子と生活しているかに関係なく、家族生活の概念のもとに入ると判断した。③と④の間の差異が正当化されるかは、ヨーロッパ人権条約 8 条との関連における 14 条違反から家族生活の尊重にかかわる性的指向に

よる差別の問題となることが示された。

②登録パートナーシップと③異性の非婚カップルの違いは、法的に承認された同性パートナーシップ制度の権利と義務が、非婚の異性カップルの権利と義務に劣る場合に問題となる。③と④の平等が図られるならば、②>④=③となり、登録パートナーシップへの差別が問題となることは、通常はない。しかし、当事者間で子を産むことができる男女カップルと、それができない同性カップルという点から生じる差異では、②と③の関係が問題となる。具体的には、実親子関係での生殖補助医療の利用の可否、あるいはカップル当事者双方を親とする縁組の可否の違いがある場合を挙げることができる。

#### (4)性別の意義

①生物学的には同性であるカップルの一方について性同一性障害を理由に性別の変更を認めるならば、法的には異性のカップルとして婚姻することができる。すでに婚姻している場合には、戸籍法による名の変更を大阪高決平 21・11・10 は認めたが、日本の特例法では性別変更は認めない。

ドイツ連邦憲法裁判所 2008 年 5 月 27 日判決により、婚姻していないことという要件を違憲とした。これにより、夫婦の一方が婚姻中にその性別を変更した場合には、同性間の婚姻となることを認める。

継続的に生殖不能であること、性別適合手術を受けていることという要件も、連邦憲法裁判所 2011 年 1 月 11 日決定により違憲と判断された。性別変更の要件の緩和は、性同一性障害の当事者の性的アイデンティティーの尊重とともに、婚姻できる者の範囲の拡大を意味する。

②性別変更をした性同一性障害者が夫婦の一方である場合に、夫婦双方と生物学的つながりのある子が出生することはない。この点において、夫婦とその嫡出子によって構成される伝統的家族像、その中核となる伝統的な婚姻概念とは一致しない。だが、現在では、女性から男性に性別を変更した者(FtMGID)を夫とする婚姻では、妻が非配偶者間人工生殖(AID)によって子をもうけることができる。戸籍実務では、性同一性障害者を夫とする夫婦が嫡出生届を提出した場合に夫の子ではないことが戸籍にある性別変更の記載から判明するとして、不受理としている。東京家審平 24・10・31、東京高決平 24・12・24 もそのような扱いを認めた。

しかし、このような扱いには同意できない。

第1に、性別の取扱いが変更された者の法的地位の問題であるにも関わらず、生殖補助医療について、性別変更の事実、結果的には変更前の性別を考慮している。血縁上の父子関係の存否を中心に据えるという問題設定

は特例法の趣旨と合致しない。比較法的にも、このような問題設定自体、現在ではみられないものである。

第2に、本審判のような問題設定を前提としても、AIDへの賛否それぞれの立場からみて、FtMGIDに対する差別である。AIDを肯定する立場からは、なぜこの場面でのみ血縁上の親子関係の存否が問われるのかは理解できない。AIDに否定的な立場からは、本審判のAIDに対する基本的な態度に賛同しても、大多数を占める性別を変更していない夫婦によるAIDを戸籍事務の審査の限界として事実上容認することが理解できない。また、法的に男女による婚姻を認めながらも、親子関係においては、生物学的に男女である夫婦と、法的にのみ男女である夫婦の間では効果が異なることになる。

性同一性障害を理由とする性別の変更を認め、変更後の性別からみて異性の者と婚姻できるということは、婚姻の当事者の範囲を拡大することに導くものである。しかし、上記裁判例によると、民法772条の嫡出推定が適用される夫婦と、適用されない夫婦という内部的な区別が生じる。

#### (5) 結語

①日本国憲法24条が「両性の」合意として、同性婚を認める立法をする義務はないのかもしれない。しかし、同性婚を認める民法改正が違憲であるとも言えないという考えを導き出すことはできる。

②同性カップルの法的保護を婚姻と同様にする方法として、婚姻の効果または非婚の異性カップルの法的効果との比較において平等原則・差別禁止の観点から判断する方法が注目される。登録パートナーシップ制度が認められていない日本においても、男女間の内縁(非婚カップル)と同性カップルとの差異が正当化されるためには、特に重大な理由が必要となるだろう。内縁を準婚とするまで婚姻に近づけてきた日本において、同性カップルが法的に保護される範囲は広がる。

③婚姻の保護が法律婚の尊重を意味すると考えるならば、日本においては、平等原則の観点から、内縁との関係における婚姻の位置づけを再考することにもなる。例えば、民法900条4号が嫡出子と非嫡出子の法定相続人がある場合に非嫡出子の相続分を嫡出子の半分とすることを、最大決平7・7・5は、「法律婚の尊重と非嫡出子の保護の調整を図ったものと解される」として、合理的理由のない差別とはいえないとした。その後、最一判平15・3・31からは、「極めて違憲の疑いが強い」として900条4号が違憲と考えるが、違憲無効判決の遡及効を回避する補足意見がみられた。しかし、違憲無効判決に遡及効は、相続回復請求権の時効消滅、即時取得、

時効取得、民法 910 条の類推適用により結果的に制限され、正当化理由とはなりがたい。

憲法 14 条の平等権からの議論とともに、合憲説が論拠とする法律婚の尊重、婚姻の保護という観点からも民法 900 条 4 号を考え、上記で検討したように、嫡出子と非嫡出子の相続分における差異は、婚姻の保護のみで実質的に正当化することはできないと考えられる。

④ このように、同性カップルの法的保護、性同一性障害者の性別変更という状況は、伝統的な婚姻概念の見直し、婚姻の位置づけの再考を促している。伝統的な婚姻概念に固執することは、性的マイノリティーに対する性別または性的指向に基づく差別へと導きかねない。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 12 件)

- ① 渡邊泰彦 「ヨーロッパ人権条約における同性婚と登録パートナーシップ -ヨーロッパ人権裁判所シャルクとコプフ対オーストリア事件とその後のオーストリア憲法裁判所判例より -」産大法学、査読無し、47 巻 1 号 (確認) (2013) 掲載予定
- ② 渡邊泰彦 「性別の取扱いを変更した夫の妻が AID により出産した子の嫡出出生届」新・判例解説 Watch、査読無し、vol. 12 (2013) 121~124 頁
- ③ 渡邊泰彦・大島梨沙・田巻帝子・鈴木伸智・本山敦「ミニシンポジウム 同性婚」共著 2012 年 12 月比較法研究、査読無し、74 号 269~277 頁
- ④ 渡邊泰彦 「ドイツ同性登録パートナーシップをめぐる裁判例 - 退職年金と相続税について -」産大法学、査読無し、45 巻 3・4 号 (2012) 111~133 頁  
<http://hdl.handle.net/10965/822>
- ⑤ 渡邊泰彦 「同性パートナーシップの法的課題と立法モデル」家族<社会と法>、査読無し、27 号 (2011) 34~48 頁
- ⑥ 渡邊泰彦 「同性パートナーシップ法 (Ver. 2)」産大法学、査読無し、45 巻 2 号 (2011) 142~162 頁  
<http://hdl.handle.net/10965/806>
- ⑦ 渡邊泰彦 「性別変更の要件の見直し - 性別適合手術と生殖能力について」産大法学、査読無し、45 巻 1 号 (2011) 31~69

頁

<http://hdl.handle.net/10965/795>

- ⑧ 渡邊泰彦 「婚姻している性同一性障害者の名の変更の可否」速報判例解説、査読無し、vol. 9 (2011) 93~96 頁
- ⑨ 渡邊泰彦 「非嫡出子の相続分をめぐる判例の推移」月刊司法書士 470 号、査読無し、(2011) 26~33 頁
- ⑩ 渡邊泰彦 「非嫡出子の法定相続分差別 - 民法の立場から」速報判例解説、査読無し、6 号 (2010) 109~112 頁

[学会発表] (計 2 件)

- ① 渡邊泰彦・大島梨沙・田巻帝子・鈴木伸智・本山敦「ミニシンポジウム 同性婚」比較法学会第 75 回総会 2012 年 6 月 1 日、京都大学
- ② 渡邊泰彦 「同性パートナーシップの法的課題と立法モデル」日本家族<社会と法>学会第 27 回学術大会 2010 年 11 月 6 日、筑波大学

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

渡邊泰彦 (WATANABE YASUHIKO)

京都産業大学・法務研究科・教授

研究者番号：80330752